

川越市知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。次条において「法」という。）による生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（以下「特定障害福祉サービス」という。）の円滑な推進を行うため、知的障害者に特定障害福祉サービスを行っている事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年条例第10号。以下「助成条例」という。）、社会福祉法人に対する助成の手続きを定める規則（昭和54年規則第28号。以下「助成規則」という。）及び川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（地方公共団体及び国を除く。）で、本市から法第19条第1項の支給決定を受けている知的障害者（別表において「決定知的障害者」という。）に法による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行っているものとする。

(補助額等)

第3条 対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助金を申請する場合における補助金の額は、前項の規定により算出した3月分から翌年の2月分までの合計額とする。この場合において、基準となる人数及び台数は、当該補助金に係る年度の4月1日の利用者の現人数及び自動車の所有台数とする。

3 前項の規定にかかわらず、4月2日から翌年2月末日までの間に別表に該当する者に対して特定障害福祉サービスを行った場合における補助金の額は、当該特定障害福祉サービスを行った月分から当該年度の2月分までとし、月の途中から特定障害福祉サービスを開始又は月の途中で特定障害福祉サービ

スを終了した場合は日割りにより算出した額とする。この場合において、1日当たりの額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 補助金規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、申請額算出内訳書(様式第2号)を添付しなければならない。

3 補助金規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

4 助成規則第2条の市長が定める日及び補助金規則第4条第1項の市長の定める期日は、当該補助金に係る年度の4月10日とする。ただし、年度の途中から特定障害福祉サービスを開始した場合については、開始月の末日とする。

(交付決定通知書)

第5条 補助金規則第7条第1項に規定する交付決定通知書は、様式第3号のとおりとする。

(変更申請等)

第6条 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助金の申請額に変更が生じた場合は、川越市知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金変更交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、変更申請額算出内訳書(様式第5号)を添付しなければならない。

3 市長は、補助金の変更を決定したときは、当該変更の申請をした者に川越市知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

(補助金の請求)

第7条 補助金の請求は、各月分を翌月10日までに行わなければならない。

2 前項に規定する補助金の請求は、様式第7号により行わなければならない。

3 前項の規定により補助金の請求を行う場合には請求額算出内訳書(様式8号)を添付しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金規則第13条に規定する報告書は、様式第9号のとおりとする。

- 2 前項の規定による報告書及び助成規則第7条に定める実績報告書には、精算額算出内訳書(様式第10号)を添付しなければならない。

(確定通知書)

第9条 補助金規則第14条第1項により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第11号によるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して、5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の川越市知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金交付要綱第10条第1項に規定する帳簿及び証拠書類については、第10条第1項の帳簿及び証拠書類とみなし、同条第2項の規定を適用する。

別表(第3条関係)

項 目	対 象 経 費	補 助 額
重度加算	特定障害福祉サービスに要する経費	埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている決定知的障害者でその障害の程度が㊤又はAのものに対し、特定障害福祉サービスを行った場合、1月につき1人当たり 12,000円
重度重複加算	特定障害福祉サービスに要する経費	重度加算の対象となる者で、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級のものに対し、特定障害福祉サービスを行った場合、1月につき1人当たり 15,000円
送迎費	特定障害福祉サービスを利用する決定知的障害者の送迎に要する経費	1月につき、決定知的障害者の総和を10で除した数(小数点以下の端数が生じたときは、その数を切り捨てた数とする。)に36,000円を乗じた額又は当該決定知的障害者の送迎に要する自動車の台数に36,000円を乗じた額のいずれか低い額